

令和6年度第2回焼津市青少年問題協議会 会議録

1 日 時 令和7年2月10日（月）午前10時～11時09分

2 場 所 焼津市役所1階大会議室1B

3 次 第

(1) 開会

(2) 委嘱状交付

(3) 会長あいさつ

(4) 会議録署名人指名

(5) 議事

①報告事項

・街頭補導の実施状況について

・教育相談の実績について

・焼津市の青少年の状況について

焼津警察署管内の青少年の状況

小中学校の状況

高等学校の状況

雇用、就労等の状況

・安心・安全な環境づくり

②協議事項 令和7年度青少年健全育成の活動方針について

(6) その他

最近の交通事故などの状況について

(7) 閉会

4 出席者

委 員 (20人)

石田江利子（市議会議員）、村松幸昌（市議会）、羽田明夫（教育長）、中野達昭（自治会連合会）、中野文子（民生委員児童委員協議会）、安藤妙子（社会福祉協議会）、渡邊徹（社会教育委員長）、松山純一郎（青年会議所）、北上明宏（焼津地区保護司会）、野秋宜成（高等学校校長会）、猪山修一（校長会）、相馬徹也（校長会）、粉川隆弘（静岡県立焼津青少年の家）、飯妻宏典（焼津公共職業安定所）、田口顕一（PTA連絡協議会）、木下寿恵（静岡福祉大学）、柴田亜弓（焼津ロータリークラブ）、青島利光（焼津ライオンズクラブ）、小西雅紀（静岡県飲食業生活衛生同業組合焼津支部）、小城茂子（静岡県ボーイスカウト・ガールスカウト協議会）

幹 事 (6人)

石野正志（焼津警察署生活安全課）、岡村幸治（PTA連絡協議会）、増田たつ子（焼津市青少年教育相談センター補導員幹事会）、小林敏之（スポーツ推進委員会）、寺尾正幸（教育委員会教育部学校教育課長）、関肇（焼津

市市民環境部くらし安全課長)

その他 (報告者 1 人)

横山公成 (焼津警察署交通課)

事務局 (7 人)

伊東義直 (教育委員会学校福祉部長)、荒井健 (学校福祉部子ども支援課長)、鈴木宰民 (学校福祉部子ども支援課主席指導主事)、福中惇也 (学校福祉部子ども支援課指導主事)、増田達一 (青少年教育相談センター相談員)、下村千鶴子 (子ども支援課児童生徒支援担当主幹兼青少年教育相談センター所長)、近藤真悠 (家庭支援課家庭支援担当主査兼青少年教育相談センター主査)

5 欠席者

会 長 中野弘道 (市長)

委 員 (3 人)

菊地邦弘 (焼津警察署長)、石田雄士 (焼津市子ども会連合会)、奥村友枝 (焼津南ロータリクラブ)

幹 事 (1 人)

小長谷恭彦 (校長会)

6 内 容

【委嘱状交付】

委員へ委嘱状の交付

【会長あいさつ】

中野弘道会長あいさつ (伊東学校福祉部長代読)

【会議録署名人】

粉川隆弘委員、飯妻宏典委員を指名

【議事】

報告事項

○渡邊徹副会長

報告事項「街頭補導の実施状況について」及び「教育相談の実績について」の報告といたします。まず「街頭補導の実施状況について」事務局より説明をお願いします。

(1) 街頭補導の実施状況について

○近藤真悠家庭支援課家庭支援担当主査兼青少年教育相談センター主査

青少年教育相談センターの近藤と申します。私からは昨年4月から12月までの街頭補導の実施状況について報告させていただきます。資料、1ページの資料1をご覧ください。まず初めに、補導員の活動について説明させていただきます。焼津市では、自治会や子ども会、PTA、小中学校からそれぞれ推薦をいただきました計118人を『焼津市青少年教育相談センター補導員』として委嘱し、活動しております。市内10地区に分かれ、各地区、月に

3回から4回、大型店舗、ゲームセンター、コンビニエンスストア、公園、神社など、青少年が集まりやすい場所を巡回し、非行を未然に防止するための思いやりのある温かな声掛けなどの活動を実施しております。補導といっても、警察とは異なり、法的な権限はありませんが、地域社会の一員として青少年の非行防止、健全育成に対する使命感を持って、あたたかい声掛けすることを心掛けております。

次に今年度の活動状況について説明いたします。

昨年4月から12月までの9か月間と夏季・冬季の市内一斉補導を含んだ補導実施状況について報告いたします。表の下段が合計の件数です。左から順に説明いたします。街頭補導の実施回数は214回、参加した補導員は延べ824人でした。

街頭補導を行った青少年の行為種別の件数とその対応についてですが、無灯火などの自転車の違反を注意する声掛けが3件、海岸でたき火など危険な遊びをする青少年への注意の声掛けが2件、その他466件は、夜間に公園やコンビニなどにいる青少年に対し、「気をつけてね。」という注意喚起や早期帰宅を促す声掛けを行ったものです。

学職別の内訳は、小学生が41人、中学生72人、高校生が338人、その他の学生が6人、有職少年が9人、その他学識別不明者が5人でした。

なお、令和4年度は282件、昨年度は489件、今年度は471件で、昨年度同期より18件減少しています。令和4年度は、コロナ渦のため、件数が少なくなっています。

次のページ、資料2をご覧ください。こちらは小学校区別の活動内訳となっております。12月までの補導人数471人のうち、大井川地区で165人（全体の35.0%）、焼津西小地区で141人（全体の29.9%）、豊田地区で82人（全体の17.4%）を占めています。大井川地区では清流館高校前のコンビニやゲームセンターアップル、焼津西小地区では大村地域交流センター近くのバスケットコートや大覚寺公園で、豊田地区では西焼津駅付近の公園での声掛けが多い状況です。いずれも補導員の声掛けに素直に耳を傾け、非行や問題行動があるというわけではありません。資料2の最下段に「青灯パト」の記載がありますが、こちらは青色回転灯による防犯パトロールの件数です。214回の街頭補導の内、201回は青色回転灯をつけて防犯パトロールを兼ねて行いました。青色回転灯をつけてパトロールすることにより、青少年健全育成環境の醸成（じょうせい）だけでなく、市民の皆様の防犯意識向上に繋がっています。

以上、焼津市青少年教育相談センターの街頭補導実施状況についての報告とさせていただきます。

（2）教育相談の実績について

○増田達一青少年相談センター相談員

資料3をご覧ください。今年度12月までの相談活動について、報告させていただきます。

相談対応回数は324回でした。昨年度は237回でしたので、大幅な増加となりましたが、特定の成人による相談が増加したことに加え、新規相談も増加したことが主な要因だととらえます。相談方法では、電話による相談が87%、面談による相談は9%、メールによる相談が4%となっています。メールによる相談の割合は少ないですが、新規の相談の窓口となっています。問題別では、「性格・情緒」にかかるものが75%を占めていますが、このほとんどは前述の特定の成人の方に関わるものです。「不登校」にかかる対応は17回で、前年度より4回の減少となりました。保護者の了解を得ることができた場合には、所属校や関係機関と連絡を取りながら対応にあたるようにしています。各学校や関係機関の対応が充

実してきていると考えられますが、年度末に向け不登校の児童生徒数は増加する可能性がありますと推測されます。今後、さらに充実した対応が必要だと考えます。「いじめ」にかかる相談は、本年度は今のところありません。近年少ない状態で推移しており、各学校における取り組みが着実に進められている成果だと考えます。引き続き学校を始めとした関係機関と連携しながら対応していきます。

3の相談者別の状況では、親御さんからの相談、特に父親からの相談が増えています。

4の相談対象者についてですが、どの年代も増加していますが、特に高校生にかかる相談が増加しています。また、20歳を超えた成人の方についてのご家族からの相談もあります。ただ、対象者が「成人」であるため、家族への提案の内容や提案の仕方には難しさを感じています。

5の相談者の実数については、お手元の資料をご覧ください。

まとめですが、相談のほとんどは電話と面接によるものです。電話や面談の場合、その時その場での回答が必要であり、相談員の対応力の向上がさらに必要だと考えています。

当センターへの相談により、問題や相談者の悩みがすぐに解決・解消される事例はほとんどないと言ってよいと思います。しかし、当センターが相談者と学校や関係機関とをつなぐことが、解決に向けて動く端緒となっているとも考えています。相談者をどこどのようにつなぐのかというコーディネート力をさらに向上させていく必要を感じています。特に、18歳を超える対象者をどこの機関とつなぐべきかについては、さらに多くの情報を集めていかななくてはなりません。相談者や家族の努力を認め、悩みを共有しながら、重く沈んだ気持ちが少しでも楽になるよう引き続き懇ろな対応に努めていきたいと考えています。

○渡邊徹副会長

続きまして、「焼津市の青少年の状況について」焼津警察署管内の状況を焼津警察署生活安全課長の小澤(おざわ)幹事より、説明をお願いいたします。

(3) 焼津市の青少年の状況について

○小澤俊介幹事代理石野正志

焼津市の青少年の状況について、県内の状況と併せましてご報告をさせていただきます。令和6年11月までに県内では、犯罪少年、触法少年として検挙、補導した少年の総数は648人で令和5年度と比較して12人減少しています。罪種別では万引きが169人と最も多く、続いて自転車盗での検挙が55人となっています。身分別では高校生が178人と最も多く、続いて中学生が159人、有職少年が122人、小学生が83人、無職少年が67人、大学生が25人、専門学校生が14人でした。焼津市内では令和6年末までに22人の犯罪少年、触法少年を検挙補導し、令和5年と比較して8人減少しています。罪種別では県下の状況と同じく、やはり万引きが10人と最も多く、続いて暴行・傷害での検挙が4人でした。身分別では高校生が11人、続いて小学生が2人、中学生が4人、有職少年が4人、無職少年が1人でした。続いて補導の概況です。ここで言う補導は、深夜徘徊、不良交友などそのまま放置すれば非行のほか、健全育成上の支障が生じ青少年に対して指導したものとなります。県内では令和6年末までに5,802人を補導しており、令和5年と比較して2,970人減少しています。行為別では喫煙での補導が最も多く2,546人、続いて深夜徘徊が2,144人でした。焼津市内では令和6年末までに319人を補導しています。これは令和5年の同時期と比較して53人減少しています。行為別では深夜徘徊での補導が153人と最も多く、続いて喫煙での補導が144人となっています。青少年を取り巻く喫煙の課題とし

て、高額な報酬を受ける代わりに、特殊詐欺や強盗など罪を犯す闇バイトの増加が懸念され、その対策が重要になります。今後もこうした闇バイトに関与しないことを青少年に訴えかける指導が必要で、そのためには皆様の御協力が必要不可欠となります。今後ともよろしくお願ひします。

○渡邊徹副会長

引き続き小・中学校、高等学校の現状について、御説明をお願いします。はじめに小学校の状況について焼津市校長会相馬委員をお願いします。

○相馬徹也委員

令和6年度12月までの市内13校の小学校について、生徒指導上の状況を「問題行動」「不登校」「いじめ」の3点についてお伝えします。

1 問題行動です。今年度の問題行動の件数は352件で、前年の188件と比べて増加しています。主な問題行動の内容は、「生徒間暴力」、「授業放棄」、「その他の粗暴行為」（悪口を言う、仲間外れにされる等）が昨年度と比べ増加しており、「器物破損」、「ネットのトラブル」は減少しています。

セルフコントロールに課題があり、対人トラブルを繰り返す児童や発達に特性があり、教室で級友と一緒に過ごすことができない児童が増加傾向にあります。

小学校低学年での問題行動の認知件数が増加しており、その要因としては、各校において些細な問題行動であっても積極的に認知し、低学年のうちから対象児童に寄り添った丁寧な支援を行うよう努めているためです。

各校ではこうした傾向を改善するために、「人間関係づくりプログラム」や「特別の教科道徳」を低学年の頃から計画的に実施し、適切な人との関わり方をプログラムの中で学んだり、相手の気持ちや集団の中での自分の在り方などを考えたりすることを通して、みんなが安全で安心して過ごすための基礎を養うように取り組んでいます。その他にも、多くの子ども達が、普段の授業でも充実感や達成感を得られるように授業改善に取り組んでいます。

次に2 不登校です。今年度の不登校児童数（年間30日以上欠席）は154人。1年生は9人。学年別経年変化を見ると、2年生が1年生の時の10人から3人増の13人、3年生が2年生の時の34人から6人減の28人、4年生が3年生の時の20人から7人増の27人、5年生が4年生の時の37人から4人増の41人、6年生が5年生の時の41人から5人減の36人でした。

本人に係る不登校の理由として「無気力」「不安」が主ですが、要因は多岐にわたっており、様々な要因が絡み合っている児童が多いです。

不登校児童は、自己肯定感が低い児童が多く、ゲームやSNSを夜遅くまでやり、生活が昼夜逆転をしているケースもみられます。学校では、家庭との連携、別室の活用、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携等、様々な方法で改善に努めています。また、焼津市教育委員会学校福祉部により、家庭や子どもへのきめ細やかな支援がより可能となり、すでに、よい方向に進んでいるケースが複数あります。誰一人取り残されない学びの保障に向けて、今後も組織的な対応を図っていきたくと考えます。

また、多様な学びの場の確保に向けて、本年度10月に市内で3つ目となる東益津チャレンジが開所しました。12月時点で22名の児童生徒が在籍しており、子ども達の「やりたい」を見つけ、社会の中で自立的に生きる基礎を身に付ける支援を実施しています。学校と保護者、チャレンジ教室が共同して子どもたちを支援していけるように努めてまいります。

3 いじめです。今年度のいじめの報告件数は168件、前年の118件と比べて増加しています。いじめのタイプで最も多いのは、「冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」、「ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」でした。各校では、一人一人の児童が大切にされると実感できるような教育活動を推進したり、道徳や学級活動等において、自分や他の人の大切さを認められるような人権教育を行ったりし、いじめの未然防止に取り組んでいます。また、いじめの定義に沿って積極的に認知をし、いじめの早期発見・早期対応に努め、組織的できめ細かな支援を行い、いじめの解消につなげています。

今後も家庭との連携を図り、児童理解を深めながら、組織的な生徒指導を推進してまいります。以上で、小学校の状況についての報告を終わります。

○渡邊徹副会長

続きまして中学校の状況について焼津市校長会猪山委員お願いします。

○猪山修一委員

令和6年度12月までの市内9校の中学校について、生徒指導上の状況を「問題行動」「不登校」「いじめ」の3点にわけてお伝えします。

1つめの問題行動です。今年度の問題行動の件数は445件、前年の313件と比べて増加しています。主な問題行動の内容は、生徒間暴力が令和5年78件から令和6年79件、授業放棄が7件から27件、携帯電話等の誹謗・中傷、ネットトラブルが29件から34件、器物破損が16件から34件、その他の粗暴行為が52件から151件と増えております。悪口を言う、仲間外れにされる等がその他の粗暴行為です。問題行動への対応については、各学校で生徒に自己肯定感や自尊感情を育むように工夫し、未然防止に努めています。例えば、生徒会活動や学級活動、学校行事等において生徒が互いに支え合うピアサポート活動等を取り入れて、個々の自己有用感を高めるなど、学校における生徒たちの「絆づくり」や「居場所づくり」に積極的に取り組んでいます。また、問題行動の改善には、生徒本人への指導だけでなく、早期に保護者と連携し共通理解の下、同一歩調で本人の指導に当たることが重要です。そこで、必要に応じて家庭訪問や電話連絡を行い、丁寧に対応しています。

次に不登校です。今年度の不登校生徒数は261人。学年別経年変化を見ると、中学1年生が小学6年生の時の63人から14人増の77人、2年生が1年生のときの76人から10人増の86人、3年生が2年生の時の105人から7人減の98人でした。

本人に係る不登校の主な理由としては「無気力」「不安」が最も多く、「学業不振」「友人関係」なども大きな割合を占めています。各校では不登校生徒に対して未然防止と早期対応に積極的に取り組んでいます。具体的には、家庭との連絡を密にして連携を図りながら、焼津市教育委員会学校福祉部が関わりながら家庭訪問を行っています。また、個々の状況に応じて保健室や別室の活用、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、さらには、焼津市教育支援センターであるチャレンジ教室やこども相談課、医療機関などとも広く連携し、ケース会議等を継続的に行いながら改善に努めています。

不登校生徒の中には、関係機関とのつながりを作ることができず、改善の兆しが見られない生徒もいます。また、保護者と連絡がとれなかったり、家庭訪問をしても本人と会えなかったりするケースも見られます。全ての生徒が支援を受けられるように、学校は粘り強く保護者や本人に働きかけて信頼関係を築きながら、関係機関とつなげるよう努めています。また、令和

7年1月から静岡県教育委員会で試行されています「しずおかバーチャルスクール」に参加している生徒もいます。児童生徒の学びの場の一つとして、今後も活用していけるように、県教育委員会とも連携を図りながら試行してまいります。

3つめのいじめです。今年度のいじめの報告件数は213件、前年の132件と比べて増加しています。いじめのタイプで最も多いのは、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」、「ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」でした。

特に中学校では、表面上には出てきにくい事象でも、SNS 上では話題になっていることがあります。各校では、該当生徒に指導や支援を行っていますが、対応に苦慮することがあります。未然防止に向け、ネットパトロールの活用や情報モラル教育の実施、啓発講座の開催等により対応を強化していますが、学校だけでなく社会全体の取組も重要になってきていることを感じます。今後も家庭や関係機関との連携、情報モラルのさらなる育成に努めていきます。

以上で、中学校の状況についての報告を終わります。

○渡邊徹副会長

続きまして高等学校の状況について野秋委員お願いします。

○野秋宜成委員

地域の高校生と書きましたが、高校になりますと焼津から出る生徒や周辺から入る生徒がおりますので焼津市でまとめるのは難しいことを申し上げます。1番ですが地域高校生の状況です。一般非行について、先ほど焼津警察署から資料・情報ありましたが、昨年末に行われた市の学校警察連絡協議会で提供された情報は、多少期間がずれるものですから、多少数字がずれていますがいずれにしてもそこにある資料のとおりであります。内容は万引きが多いということで、万引きの動機・理由についても様々ありまして、本当にお金がなくて困っているというほかには、スリルですとか、人間関係とか様々な事由で万引きが行われるということ、そして先ほどもコメントがありましたけれども、闇バイトについてはまた後でお話しますが、なかなか動向に注視して対応する必要があるというふうに感じております。

(2)番です、いじめです。先ほどから減少傾向にあるという話がありました。ただ、文科省はあるいは県高校教育課が発表しているところとは、ちょっと私はそこにある通り、疑義を感じております。というのも、昨今のいじめはとにかく加害と被害が入れ替わります。例えばですけども、Aという生徒がBという生徒に消しゴムを投げました。その消しゴムを拾ってBという生徒がAに投げ返します。そうするとAという生徒はBからいじめられたというふうになるのですね。いやいや話が違うでしょう。で、Cという生徒にAという生徒はちょっと難しいよってということになると、どうしてもAという生徒は仲間外れというか、距離をおかれます。そうすると、Aはみんなから仲間外れにされたというふうにして訴えるわけですね。いやそれは違うでしょっていうふうには、学校側は判断をするわけですけども、それによっていじめの認知件数は大きく変わります。文科省の調べによっても都道府県においては40倍ぐらいの差が起こっておりますので、いじめの認知件数というこの数字自体に右往左往するじゃなくて、その奥にある、内部をもっと見ていただければなというふうに思います。そして先ほど小中でも出ましたけども、からかいとかいじめが非常に日常的に起こっておりますけども、そのいじめの定義、いじめ防止対策推進法における定義が非常に曖昧で、どうにでも解釈できるようなそん

な状況であるということ、ぜひとも皆様にはご理解いただきたいということでもあります。

そして(3)不登校についてです。この数字も様々ありますけども、そこにある通り、文科省が出している不登校の大きな理由としては、意欲減退、やる気がないということ、他にもいろいろありますけども、不登校の支援団体の調査では、それはちょっと状況がずれておりまして、学校側としては、そのずれを解消する必要があるというふうに考えております。そして、進学校であろうがそうでないところであろうが、校種や学力層に関係なく増えている傾向にあります。さらには通信制への進学を中学卒業時に判断、選ぶ生徒が非常に多くなっております。結果非常に危惧されるのは、その生徒たちが通信制の後、社会に出たときにどれだけ適応できるのかというのが非常に心配であります。

2番です、健全育成の取組みとして、SNS上のトラブルというのは、これはもう中学校小学校からも起こっているところであると思っておりますけれども、最近ではAIが出まして、中国からの格安って言うのですかね、ディープシークというものもあるのですけども、簡単に加工したり、いろんなトラブルが起こるということを非常に危惧しております。安易に安直な書き込みでトラブルになるというのが非常に増えておりまして、粘り強く指導する必要があるというふうに考えております。

(2)として、相談体制支援体制もこれは校外の専門家の支援がなくてはならない状況になっております。例えば教員がいろいろ対応するわけですけども、なかなか家庭の協力が得られない、そもそも家庭連絡がつかないというような状況もあって苦慮しているところであります。ただ先ほどと同じで粘り強く指導を続けているということでもあります。

(3)として先ほど申し上げた通りに、闇バイトというのが、じわじわきているんじゃないかと、実際にはまだ表面化しませんが、そういう可能性があるんじゃないかというふうに思います。特に加害と被害の両方を懸念しています。加害者になってしまう場合もあれば、被害者になってしまう場合もある。特に被害者としては、成年年齢引き下げにおいて、18歳でも契約はつまり高校3年生の時点で契約が成り立つということですから、トラブルに巻き込まれるっていうこと。そのうえで消費者教育を充実させる必要があると考えています。

3番です。情報モラルの育成はもう小学校中学校の頃からずっと続けられているわけですけども、高校でももちろん行っておりますが、なかなか手が回らない、届かないという状況です。教員が片手間にやるにはとても大きいというふうに考えております。法令あるいは国、場合によっては地域行政から何かしら動いていただくと、いいかなと思います。

(2)番です。とにかく多様化しておりますので、なかなか難しい様々な課題が教育界は山積しておりますけども、前回もここで申し上げた通り、こんなにネガティブな話ばかりしてはいますが、教育というのは非常にやりがいのある職業であるというふうに、未来を見ていきたいというふうに思います。私からは以上です。

○渡邊徹副会長

ありがとうございました。小中高ともに苦慮されている報告がされました。

続きまして雇用就労等の状況について、焼津職業安定所所長 飯妻委員お願いします。

○飯妻宏典委員

日頃からハローワークの業務運営にご理解いただき、この場をお借りして感謝申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。ハローワーク焼津は焼津市と藤枝市を管轄地域としていただいておりますが、1月31日に公表をした管内の昨年12月の有効求人倍率は、1.10

倍となっており、前年同月の1.05倍から0.05ポイント上回り、5か月連続で1.0倍を上回ったところであります。静岡県全体の12月の有効求人倍率は1.08倍、全国1.25倍となっているところであります。

既にご承知のことと思いますが、有効求人倍率とは、仕事を探している人、一人につき何件の求人があるかといった数字になります。求人数と求職者数の単純な対比となりますので、どのような職種を求める方が多いか少ないかで、職種ごとの求人倍率はまた違ってきます。

一般的には、人材不足分野と言われる、「看護」、「介護」、「警備」、「運輸」、「建設」といった職種については、求人倍率が高くなる傾向があります。

資料はありませんが、令和7年3月新規高卒者の令和6年12月末での求人倍率では、静岡県全体の3.49倍に対し、ハローワーク焼津管内は3.57倍であり、静岡県全体を0.08ポイント上回っているところであります。就職内定率は91.6%となっており、前年度同様100%を目指しているところであります。ハローワークとしては就職支援の一環として、焼津市・藤枝市との共催により、企業の採用担当者と高校の進路指導担当教諭との情報交換会の開催をしております。今年度は昨年5月に開催し、多くの企業に参加をいただいたところであります。

新規学卒者の就職は、学生としての生活から、社会人・職業人になるという人生の大きな転換点となり、将来を左右する非常に大事なことであり、ハローワークとしては丁寧に支援を行っているところであります。

一方、中途退学者や、就職したものの短期間で離職した者は、就職支援が届かなくなるケースもあります。就業していない期間が長くなれば、その後の本人の職業人生にも大きく影響してきます。また、仕事をしていないことで犯罪や非行行為につながることも考えられます。

お手元の資料にもありますように、厚生労働省では、そういった若者の就職支援機関としてハローワーク以外にも、「地域若者サポートステーション」を各地域に委託事業として設置しています。県中部地域では静岡市清水区に本所があり、志太榛原地区には藤枝市に「藤枝サテライト」がありますので、どこに相談したらよいか分からない方がおられましたら、ハローワークも含めご案内をいただきますようお願い申し上げます。

○渡邊徹副会長

ありがとうございました。

続きまして安心・安全な環境づくりについて、事務局から説明をお願いします。

(4) 安心・安全な環境づくり

○福中惇也子ども支援課指導主事

この資料は、令和4年度から本年度までに、各小中学校から教育委員会に寄せられた不審者情報をまとめたものです。

(1) 発生状況についてですが、表は月ごとの発生件数と発生時間帯ごとの件数を示しています。12月までの発生件数は、令和4年度は5件、令和5年度は10件、本年度は7件の報告があり、昨年度に比べて減少しています。発生時間帯について見ると、下校中が多く、発生時期については、秋から冬にかけて件数が多かったです。

(2) 被害の状況の小中別発生件数ですが、小学生、中学生ともに被害に遭う事案が同数程度ありました。

本年度も、各学校に対して、見守り隊等地域と連携するとともに、児童生徒に対して「複数

で帰宅をすること、すぐ逃げるなどの自己防衛の対応をすること」などの指導を繰り返し依頼しました。

また、小学校と警察で下校時刻や行事の日程を共有し、警察が子どもの下校時刻に合わせた巡回を実施してくださっています。警察による巡回が抑止力になっているとの声が各学校から多く寄せられており、今後も引き続き連携をしてまいります。

教育委員会では、「多くの人の目が行き届くことが、子どもを巻き込む犯罪の抑止につながる」という考え方にに基づき、PTA 組織や、自治会、地域住民の皆さんと連携を図り、「地域ぐるみの学校安全体制の整備」に一層努めていきます。

続いて、「2 情報モラルの指導」をご覧ください。

教育委員会では、平成26年度から、いじめ防止等対策事業の一環として、専門家によるネットパトロールと情報モラル講座を実施しております。

資料の表は、ネットパトロールの月別検索数を表しています。4月から12月までに、小中学校を合わせ、656件の報告がありました。投稿内容としては、個人情報の公開が多くを占めており、実名を投稿した内容も見られます。また、SNS等を利用する子供が増加しており、誹謗中傷や学校に関する内容の投稿も見られました。

ネット利用を一因としたトラブルとしては、深夜までネットゲームを利用することで昼夜逆転をして不登校が深刻となるケース、SNS 上のトラブルがいじめに発展するケース、ネットで出会った人に会いに行くなどにより家出をするケースなど、様々な表れがあります。各校ではネットを一因としたトラブルの対応に苦慮しており、今後さらに保護者や関係機関と連携した対応が必要であると考えています。

また、未然防止を目的とした情報モラル講座を実施しており、講座内容としましては、インターネットの実態や問題点についての最新の知識及び必要な対策が中心となっております。対象は、児童生徒、保護者、教職員等様々ではありますが、各校の実情に合わせて対象に適したプログラムを組んでおり、情報モラルについて指導内容を見直すよい機会となっております。また、昨年度は3月に、市教育委員会が主催する研修で、補導員等の地域で見守ってくださっている方に対して、情報モラル研修を実施しました。多くの方にご参加いただき好評だったため、本年度も実施できるように計画しております。

教育委員会においても、情報モラル指導は生徒指導の重点的な取組の一つの柱としております。今後も、各学校に指導例を紹介し、保護者と協力して対応していくように、引き続き取り組んでまいります。

以上、報告とさせていただきます。

○渡邊徹副会長

ありがとうございました。これまでの報告について、御意見、御質問等がありましたら願います。

【質疑】

○（意見等なし）

○渡邊徹副会長

よろしいですか。それでは、報告事項については、御承認いただくことでよろしいでしょうか。拍手にて確認したいと思います。

(各委員拍手)

○渡邊徹副会長

ありがとうございました。次に協議事項に移ります。「令和7年度青少年健全育成の活動方針について」事務局より説明をお願いします。

協議事項

令和7年度青少年健全育成の活動方針について

○下村千鶴子青少年教育相談センター所長

令和7年度青少年健全育成の活動方針案について読み上げます。

少子高齢化が更に進行し、グローバル化や情報化が進展する社会の中では、先を見通すことがますます難しくなっており、子供たちの多くは、今は存在していない職業に就くとの予測もされております。そうした中、家庭の教育力の向上、家庭と地域とのつながり、人と人とのつながりの重要性が指摘されています。

インターネットやスマートフォンの普及により、青少年が日常的に様々な情報に接触する機会が増加し、容易に情報を発信することも可能になりました。しかし、日常生活においてなくてはならないコミュニケーション手段となったインターネットへの青少年の依存行動に関する指摘や犯罪のきっかけになるなど、多様な問題点も指摘されています。

また、いじめ、暴力行為、不登校、ひきこもり、非行行為、ニート等青少年に関する問題は、多様化、深刻化してきています。

こうした状況の中、次代を担う青少年を心身ともに健全に育むため、家庭、地域、学校が協働し、青少年を温かく支え育てることが求められます。

そこで、焼津市青少年問題協議会では、委員と委員が所属する団体及び事務局などにおいて、青少年を取り巻く状況を把握し、青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むために互いに連絡調整し、情報交換をしながら、青少年健全育成を推進していきます。

以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○渡邊徹副会長

事務局の説明は以上となります。この方針（案）について御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【質疑】

○（意見等なし）

○渡邊徹副会長

それでは、協議事項令和7年度健全育成活動方針については、原案のとおりお認めいただくことでよろしいでしょうか。拍手にて確認したいと思います。

○（各委員拍手）

○渡邊徹副会長

それではこの活動方針に基づいて、事業を行ってまいります。

【その他】

○渡邊徹副会長

次に、その他としまして、「最近の交通事故などの状況について」焼津警察署交通課横山課長から報告をお願いします。

最近の交通事故などの状況について

○横山交通課長

私からは令和6年中の交通事故の発生状況についてお話したいと思います。令和6年中における焼津市内の交通事故は人身事故件数746件前年比マイナス47件、負傷者数については948人前年比マイナス40人、死亡事故については1件発生しています、前年比マイナス2件となります。そしてこの人身事故件数の中で19歳までの少年児童に係る過失割合が大きい事故件数については34件となり、こちらも前年比マイナス1件となっております。全年を通して焼津市内の人身事故件数は昨年に比べ減少傾向ではありますが、発生した事故内容を分析してみますと、車の事故については例年同様に、赤色信号や一旦停止無視による交差点での出会い頭事故、他に運転中におけるスマートフォンや脇見、そして同乗者との会話に夢中になり、前をよく見ていなかったことによる追突事故が全体の約7割を占めています。そして少年児童の事故だけを見てみますと、まず少年小学生については、朝の登校時間帯は集団登校していることや、主要交差点における地域の見守り隊の方々のおかげにより、命に関わるような重大事故の発生はありませんでした。しかし、下校時間帯や一旦帰宅して友達の家遊びに行く最中には、事故にあうもしくは事故を起こしてしまうというケースが数件発生しました。これからそれぞれのケースについて少し紹介させていただきます。まず、児童等が事故にあってしまったときの例ですが、下校時には児童がしっかりですね、横断歩道の手前で待っていたり、横断歩道を渡るときに手を挙げていたのにも関わらず、横断歩道の直近を走ってきた車に足を踏まれてしまったり、右左折した車にそのまま巻き込まれてしまった事故というのが数件発生しました。そして横断歩道以外は、ただ普通に歩道を歩いたり、標識に従って自転車で走行していただけたのに、突然ですね、横の商業施設スーパーコンビニの駐車場から出てきた車に、はね飛ばされてしまう、接触されてしまうという事故が多くありました。不幸中の幸いなことに、どの事故も重体や死亡事故には至りませんでした。ほんのわずかなタイミングや当たり方で、たまたま軽症になっているだけで、どれもヒヤッとするものばかりでした。そして次に児童が起こしてしまった事故についてお話をさせていただきます。児童等が起こしてしまう事故で多いのは、下校時や友達のところに行く途中、見通しの悪い交差点で、左右を確認することなく走って道路に飛び出す、また目の前が赤色信号なのに、自分より先に行った友達のことが気になってしまい、赤色信号にも関わらずそのまま渡ってしまい、交差した車と衝突するという事故もありました。信号無視は別として、当然飛び出し事故は子供たちだけが悪いのではなく、見通しの悪い交差点等を徐行しなかった車にも責任はありますが、ただどうしても下校時は登校時に比べ、安堵感やワクワク感から緊張感や危機意識が薄れ、つい交通ルールを忘れてしまうのが原因ではないかと思われます。そして去年は歩行中だけではなく、児童の自転車事故も何件か発生しています。自転車事故で多いのは、特にT字路交差点で、だいたいT字路交差点というのは一旦停止がかかっていることが多いのですが、一旦停止を止まることなく、そしてスピードを緩めることなく、児童の方が大回りで、右折とか左折することで、曲が

った先に車が正面から来てる、そして車と正面衝突してしまうというような事故が数件発生しています。自転車に乗れるようになると行動範囲が広がり、また乗りたては危険に対する経験もないことから、自転車に乗って公道を走り始める小学校が3年生から4年生ぐらいから自転車事故が全国的に増える傾向にあります。児童が起こしてしまう事故や、被害にあう事故を受け、焼津警察署では、各小学校に対する自転車講習や交通安全リーダーと語る会等を通し、交通安全教室に力を入れています。そして最近では児童に対する交通安全教室等では、児童に対し、横断歩道で待つときは、横断歩道の直近ではなく、少し後ろに下がって待つこと。手を挙げても車が止まってくれるとは限らないこと。交差点を曲がってくる車や駐車場から出てくる車は、対向の車のことばかり気にして目の中にいる子供たちのことは気にしていないこと、見えていないこと。そして信号が青色になっても、すぐに渡り始めないこと、信号無視をしてくる車は必ずいること等ですね、大変残念なことに、一種大人の行動を疑わなければ、安全を確保できない、つまりは命を守ることはできないということを教えています。このような事態を打破すべく、焼津交通としては、引き続き、歩行者の生命を脅かすような交差点関連の違反に対する車のドライバーに対しては今後もさらに厳しく強化していく所存であります。そして次に、高校生の事故について話をさせていただきます。高校生は小学校等の児童に比べ、残念ながら登校時も下校時も事故は発生しています。高校生で意外に多くあるのは、登校時に学校に急ぐあまり、事故を起こしたのに被害にあってしまったのにその場で事故の届け出をせず、午後や後日になってから警察に連絡してくるというケースが何件かあります。高校生の大半は自転車通学であり、車との事故であれば被害者になるケースは確かに多いのですが、加害者になるケースもあります。そのような場合にはですね、事故不申告ということで事態は大きく変わってきます。子供から大人まで全ての自転車事故件数を分析してみますと、自転車の約3割が高校生の事故です。うち高校1年生がその中で4割というデータがあり、そのマナーの悪さから、地域住民からの不信感にも繋がるというケースも出てきます。高校生となれば、児童と比べ刑事罰の対象年齢となるため、もし自転車事故を起こせば、当然法律的にも本人のみならず、その保護者にも責任が追及されることがあります。特に高校生の自転車事故で多いのは、交差点での一旦停止無視、狭い道路幅なのに強引に車の横をすり抜けようとして車のミラーと接触する事故、自転車で走行中全く後ろを見ず急な道路横断による事故、友達と会話しながら道路いっぱいに広がって走っていたため、対向から来た自転車や歩行者との接触事故等、様々な交通事故が発生しています。皆さんご存知の通り、自転車は車と一緒に車両です。車両であるということは法律を守る義務があります。法律を守る義務があるということは、先ほども話した通り、事故を起こせば、警察への届け出、負傷者の救護等の責任が生じます。ここで、近年全国で起きた、自転車事故による訴訟例について2点紹介させていただきます。男子小学生11歳が夜間帰宅途中で自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性62歳と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。この訴訟によってですね、賠償額が9,521万円請求されています。2点目、男子高校生が昼間自転車横断帯のかなり手前のところから、車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進した男性会社員24歳と衝突する。男性会社員は重大な障害、言語機能の喪失等が起こったといもの。これについては賠償額が9,266万円請求されています。正直お金の話というのはあまり好きではないのですが、実際にこのようにですね、請求されている事案が全国ではあります。当然少年であれば、支払い等々はできないので、もちろん保護者の方にも責任がかかってくるという事例になります。このように自転車事故については本人およびですね、保護者に厳しい判決も出ている状況となります。繰り返しにはなりますが、自転車も車と同じ車両となりますから、例え運転していたのが、未成年であっても、事故を起こせば、責任が生じるということです。事故を起こし

たときは必ず負傷者の救護、警察への届け出、道路の危険防止措置等をとっていただきたいと思
います。以上が、近時における交通事故情勢となります。今後も焼津警察署としては、子供も大
人も、誰もが安心して通行できる道路環境を築くため、全力で活動していきます。そのためには
皆様のご協力とご理解が必要となってきます。私達も頑張りますのでどうぞよろしくお願いし
ます。ご清聴ありがとうございました。

○渡邊徹副会長

ありがとうございました。手を挙げても安全ではないと子供たちにそう言わなければなら
ない状況は大変嘆かわしいと思います。何か質問等がありましたらお願いします。

○（意見等なし）

○渡邊徹副会長

それでは、以上で議事全てが終了いたしました。御協議、ありがとうございました。

【閉会】

以上のとおり、令和6年度第2回青少年問題協議会会議の議事経過及びその結果を明確
にするために、この会議録を作成し、議長及び出席者2名が署名する。

令和7年 月 日

議 長 _____ (印)

会議録署名人 _____ (印)

会議録署名人 _____ (印)